データ・AIに関する契約と改正不正競争防止法

（「AI・データの利用に関する契約ガイドラインと解説」（経済産業省情報経済課編、２０１８年９月１３日）、「限定提供データに関する指針」（経済産業省、平成３１年１月２３日）を基に）

令和元年７月５日

祝谷和宏
弁護士　大野総合法律事務所

© IWATANI, Kazuhiro
無断転載・複製はご遠慮ください。意見に係る部分は個人の見解です。
記載内容の筆者助言なき具体的事案適用結果については責任を負いかねますので、ご留意のほどお願いします。

第1
データの提供・共有・利用に関する契約

Ⅰ．データの法的な性質

1．データは無体物

所有権（物権）の対象にならない。

＝有体物の所有権者は、侵害（許諾なく占有）した者（誰でも）に対し、契約がなくとも、その侵害した者に故意（わざと）、過失（不注意で）がなくとも、返還、妨害排除、妨害予防の各請求をすることができ、所有権者のみが独占的に利用できる。

→このような権利は、データの「保有者」にはない。

＝データに事実上アクセスできる者は自由に利用できるのが原則

↓

データの利用を「保有者」がコントロールできるようにするには、

（1）事実上アクセス（取得）できないようにする、不正なアクセス等を法で禁ずる。

（2）事実上アクセスできる者には、その者を特定し、対象データを特定した上で、利用行為（使用、開示等）を具体的に契約で縛る必要がある。

※　データの「保有者」（いわゆる「データ・オーナーシップ」を有する者）とは、法的にいえば、

「データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる地位、又は、契約によって、データの利用権限を取り決めた場合に、契約の一方当事者が、他方当事者にデータの利用権限を主張できる債権的な地位（データの利用に関して、他人に一定の行為をすること/しないことを請求できる地位）を有している者」

を指す。

2. データ利用権限の主張を助けうる主な法律上の工夫

（＝契約のない相手にも利用権限を主張する助けとなりうる法律例）

法律	性格及び主張できる権利等	データ保護についての利用可否
著作権法	思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものについての複製等 →差止、損害賠償請求権	**データベース著作物（選択or体系的構成に創作性）、プログラム著作物の一部としての保護を除き、データ自体に創作性が認められるのは限定的。**
特許法	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもので産業上利用可能なものにつき、特許査定を受けたものについての使用等 →差止、損害賠償請求権	**データの加工・分析方法は別論、データ自体が、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものと認められる場合は限定的。**
不正競争防止法	「営業秘密」（秘密管理、有用、非公知）or **「限定提供データ」（限定提供、相当蓄積、電磁的管理）（令和元年７月１日施行）**に該当するものについての不正取得・使用等 →差止、損害賠償請求権	**データが「営業秘密」or「限定提供データ」に該当する場合、不正取得・使用等による営業上利益の被侵害者は、差止、損害賠償請求が可能。**
不正アクセス禁止法	ネットワークを通じ、無断で他人の識別符号でorセキュリティホールを攻撃してコンピュータを利用可能化 →刑事罰（３年以下懲役or１００万以下罰金）	**データを保管しているネットワークに接続されたコンピュータが不正アクセスされた場合の刑事罰。**
個人情報保護法	「個人データ」の第三者提供 →事前本人同意orオプトアウト方式 「匿名加工情報」 →識別行為禁止、第三者提供時の公表・明示義務、安全管理措置努力義務等	**「匿名加工情報」につき取扱事業者はデータ提供者に直接義務を負わない。個別性もない「統計情報」につき取扱事業者は個情法上の義務なし。**

3. データに関する契約の類型

(1) データ提供型契約

一方当事者が他方当事者にデータを提供する場合の定め

(2) データ創出型契約

複数当事者が関与して創出されるデータにつき、
当該複数当事者間での利用権限等の定め

(3) データ共用型契約

複数当事者が関与して創出されるデータにつき、
「プラットフォーム」事業者を通じて共用する場合における、
当該「プラットフォーム」事業者と提供者/利用者との間の定め

II. データ提供型契約
（一方当事者が他方当事者にデータを提供する場合の定め）

1. 類型

(1) データの譲渡

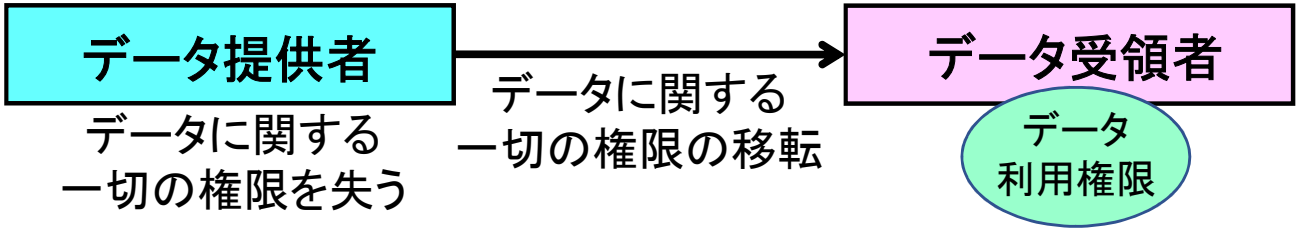

(2) データの利用許諾（ライセンス）

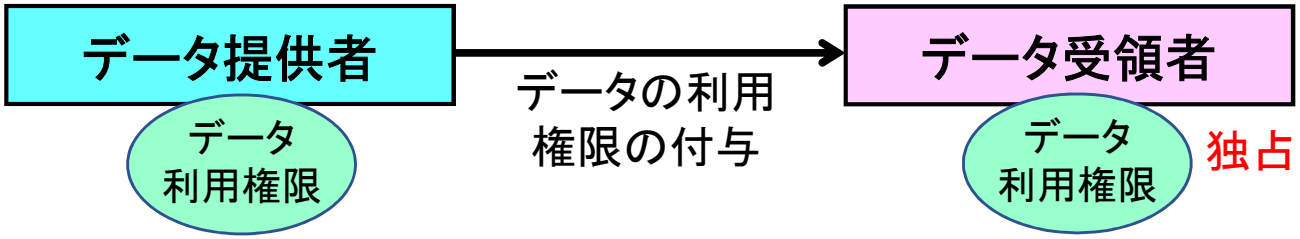

独占的　：ある受領者のみ利用可
非独占的：他の受領者も利用可

(3) データの共同利用（相互利用許諾）

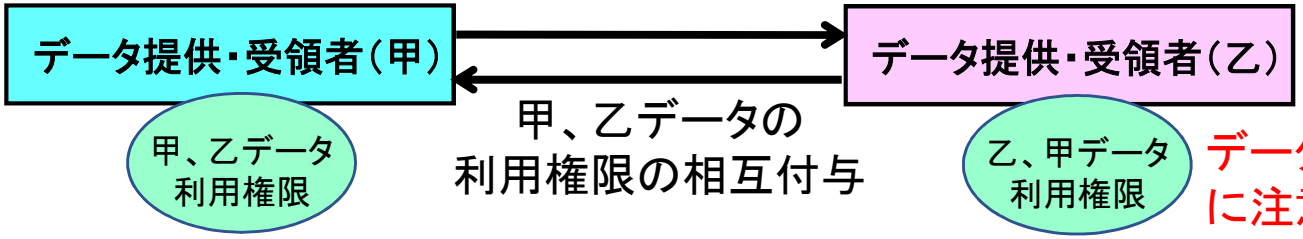

データコンタミネーションに注意

※「データの利用権限」：データの利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求等の契約に基づいて発生する権利を自由に行使できる権限

2. データ提供型契約のポイント

(1) 提供データの品質保証

(2) 派生データ等(注)の利用権限の帰属

(3) 提供データの目的外利用等の可否

(4) 提供データの利用によって損害が生じた場合の分担

(5) 海外とのデータ取引

(6) 個人情報等を含む提供データの取扱

(注)「派生データ」等 ：受領者が提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータ、及び受領者による提供データの利用に基づいて生じた知的財産権

Ⅲ．データ創出型契約

（複数当事者が関与して創出されるデータにつき、当該複数当事者間での利用権限等の定め）

1．あるケース

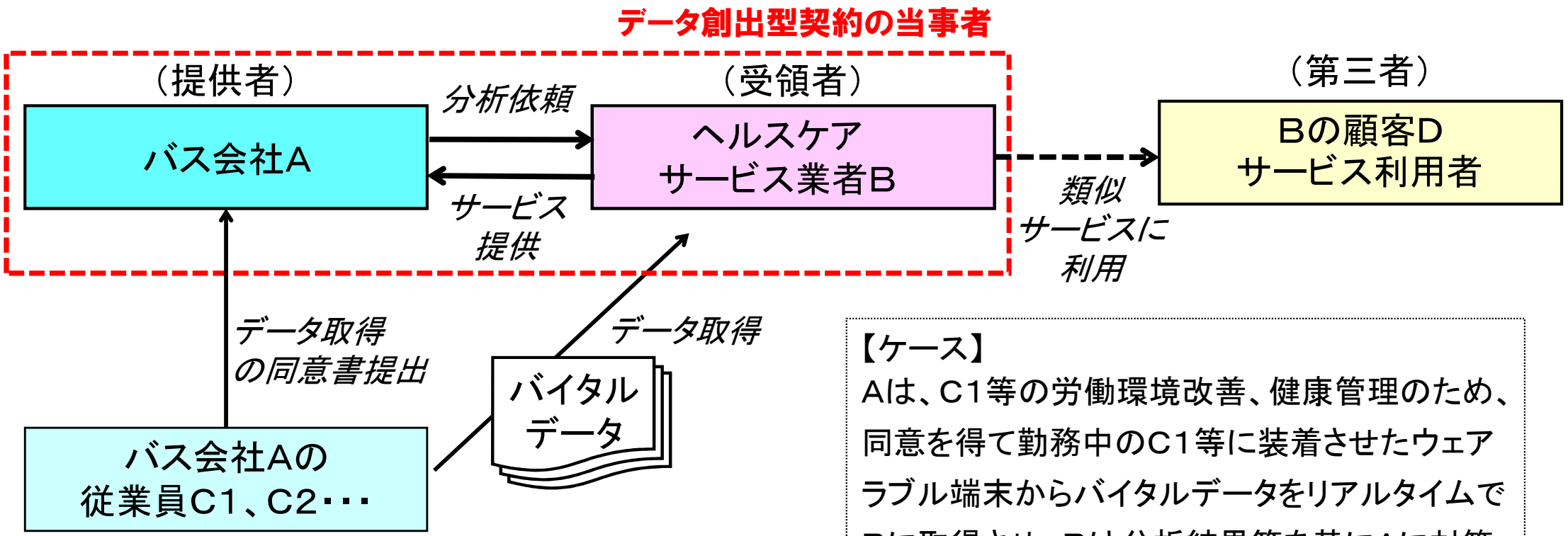

【ケース】
Aは、C1等の労働環境改善、健康管理のため、同意を得て勤務中のC1等に装着させたウェアラブル端末からバイタルデータをリアルタイムでBに取得させ、Bは分析結果等を基にAに対策等を助言する。Bは、同データを加工し、Dへの別の健康管理コンサルサービスにも利用したい。

2. データ創出型契約のポイント

(1) 対象データの品質及び継続的創出の保証、範囲・粒度・利用目的

(2) 対象データの加工態様の制限、派生データ等の利用権限の帰属

(3) 第三者提供の可否、利益分配

(4) 管理方法、セキュリティ

(5) 利用期間、地域

(6) 契約終了時の扱い

(7) 準拠法・裁判管轄

Ⅳ．データ共用型契約

（複数当事者が関与して創出されるデータにつき、「プラットフォーム」事業者を通じて共用する場合における、当該「プラットフォーム」事業者と提供者／利用者との間の定め）

1．概要

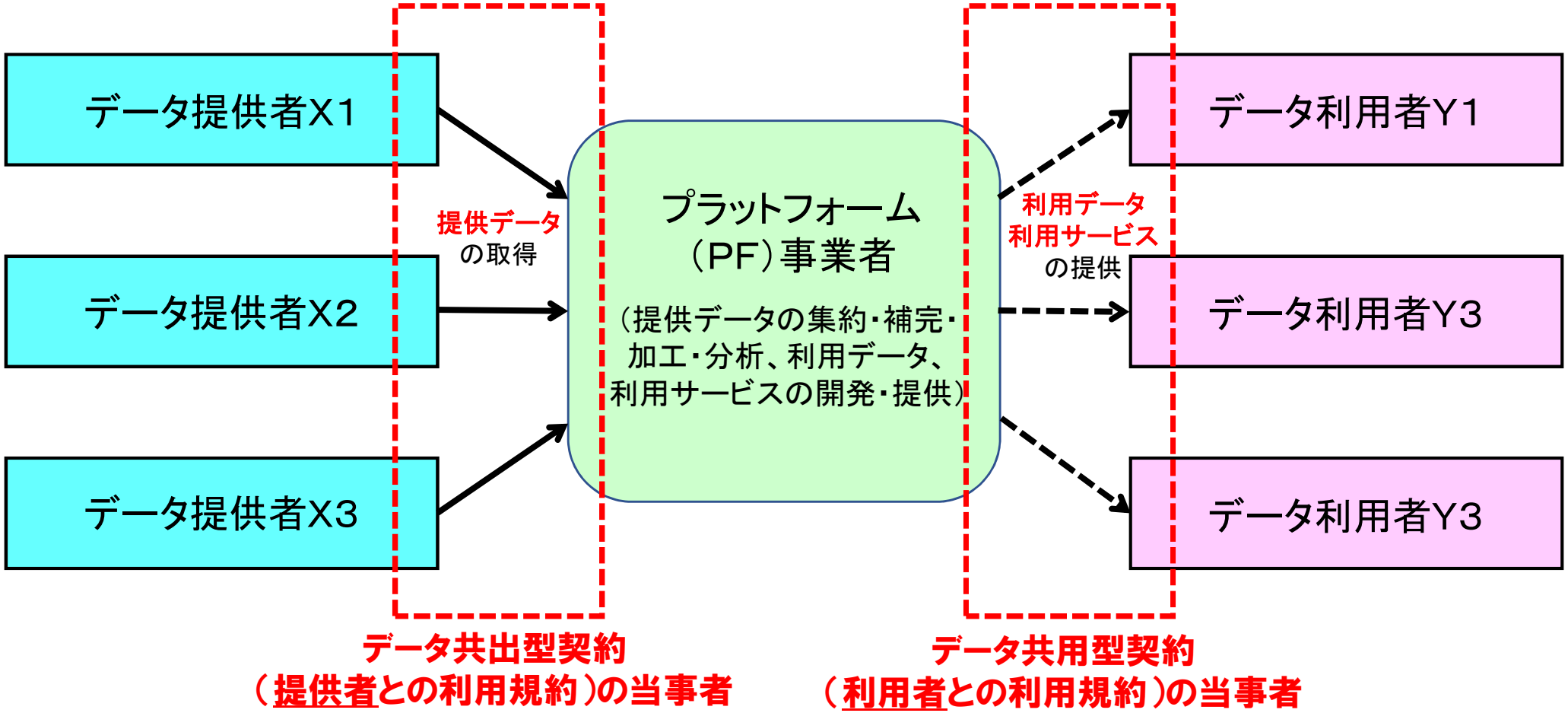

2. データ共用型契約のポイント

(1) 利用規約の活用

(2) 提供データ、利用データ/利用サービス(注)の種類と範囲

(注) プラットフォーム(PF)が利用者に提供するデータ/サービス

(3) 成果物等の利用権限の帰属

(4) 利益分配

(5) プラットフォーム(PF)の選定、参加者の範囲

第２
AI技術を利用したソフト（AIソフト）の開発・利用に関する契約

Ⅰ．前提とするAIソフト

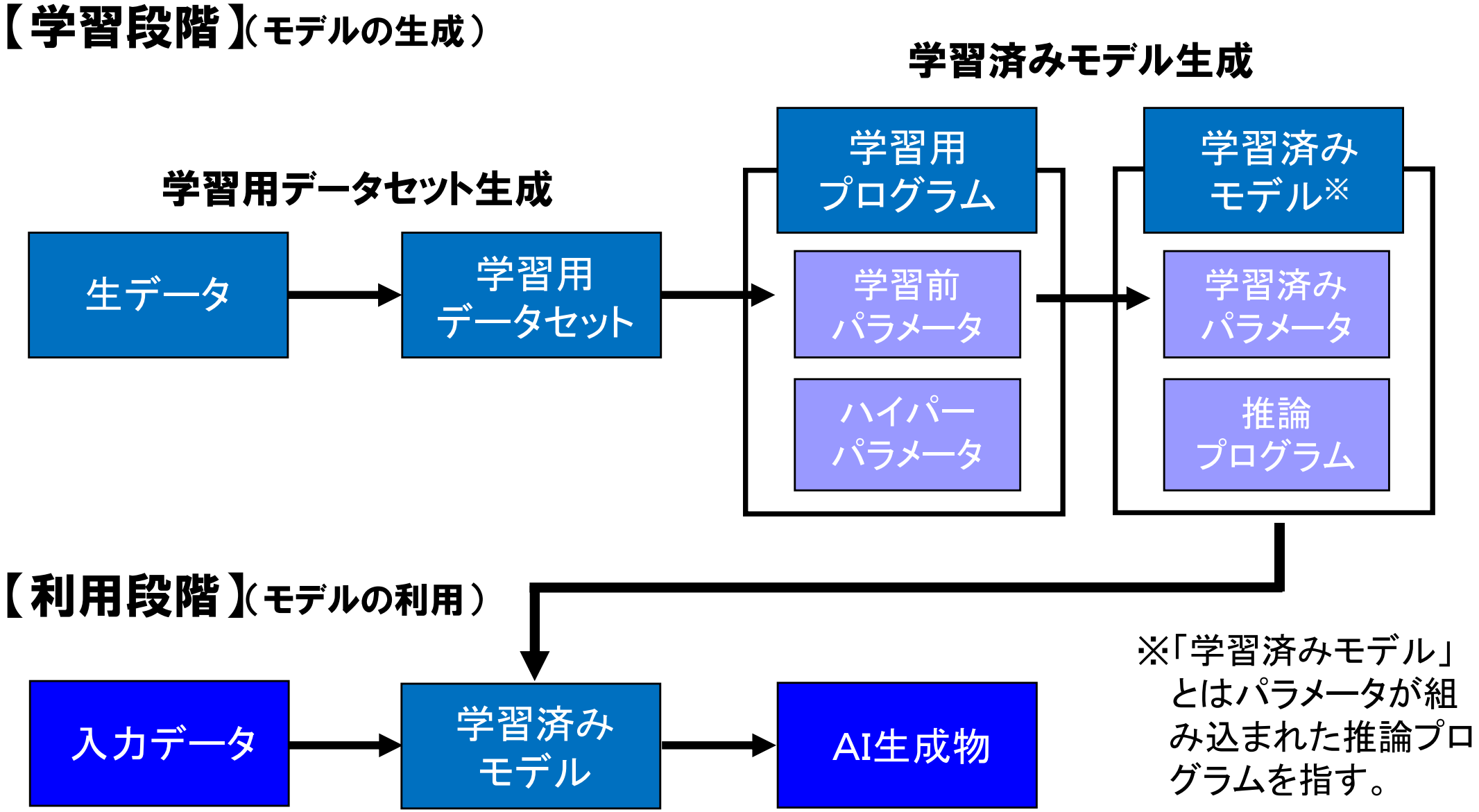

※「学習済みモデル」とはパラメータが組み込まれた推論プログラムを指す。

II. AIソフト開発・利用の問題点

1. AI技術の特性をユーザ（開発依頼者）・ベンダ（開発者）とも理解していない（ことがある）。

（例） 成果物（学習済みモデル）の完成についての理解のズレ

2. AIソフトに関する権利関係・責任関係が不明確。

（例）学習済みパラメータは著作権の保護対象か。学習済みモデルの開発頓挫、同モデルの利用による第三者への損害等について帰責の判断が困難。

3. ユーザがベンダに提供するデータに経済的価値や秘密性のある場合がある。

4. AIソフトの開発・利用に関する契約プラクティスが未確立（「相場観」の未確立）。

Ⅲ. AI技術の特性、従来型ソフト開発と異なる特徴

1. 学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭。

(1) 事前の性能保証が困難

要求どおりの挙動・精度・前提条件を満たす学習済みパラメータが得られるか事前に分からない(学習に利用するデータに依存するため)。

(2) 事後の検証も困難

学習用データセットの品質に問題?

人為的にセットしたパラメータ(ハイパーパラメータ)の問題?

学習用プログラムにバグ?

Ⅲ. AI技術の特性、従来型ソフト開発と異なる特徴（その2）

2. 学習済みモデルの作成は、**探索的アプローチ**に基づく**試行錯誤**の繰り返し。

学習自体というよりは、学習前の学習用データセットの加工・調整に工数

3. 学習済みモデルの内容・性能等が、**学習用データセットに依存**。

4. **ノウハウ**の重要性が特に高い。

学習に適したデータの取得条件調整・ラベル付け、学習手法・順序の選択等

→当事者が信じる価値と客観的価値のズレ、当事者間の理解のズレ

Ⅲ．AI技術の特性、従来型ソフト開発と異なる特徴（その３）

５．生成物の更なる**再利用**の需要が当初より見込まれる。

・より精度、効率等が優れた新たな学習済みモデルの生成

・他目的への転用

（**再利用（派生）モデル、蒸留モデル**(注)等）

(注) **再利用（派生）モデル**

ある学習済みモデルに、異なる学習用データセットを適用し、更に学習させ、新たに生成された学習済みパラメータが組み込まれた推論プログラム

蒸留モデル

ある学習済みモデルへの（利用段階での）入力及び出力結果を、学習用データセットとして利用して学習させ、新たに生成された学習済パラメータが組み込まれた推論プログラム

Ⅳ. 開発契約のポイント

1. 成果物等の特定

2. 権利帰属・利用条件の設定

3. 責任の分配

4. その他

Ⅴ.「探索的段階型」開発方式の契約まとめ

開発段階	アセスメント	PoC (Proof of Concept)	開発	追加学習
目的	事業課題明確化、一定量のサンプルデータを用いて学習済みモデルの生成可能性を検証（無償）	学習用データセットを用いてユーザが希望する精度の学習済みモデルが生成できるか検証	学習済みモデルを生成	ベンダが納品した学習用モデルにつき、追加学習用データセットを使って学習
成果物	簡易検証レポート	検証レポートor パイロット版学習済みモデル等	学習済みモデル等	再利用モデル等
契約	サンプルデータ等の秘密保持契約等	導入検証契約（準委任）等	ソフトウェア開発契約（準委任）	保守運用契約or 学習支援契約or 新たな開発契約等

第3
平成30年改正
不正競争防止法
の概要

Ⅰ．改正のポイント（令和元年7月1日施行）

一定の「データ」を保護対象に追加。

（背景）
第三者への提供、利活用を前提とするデータは「営業秘密」に該当しない可能性。
データに係る契約当事者以外の者・その転得者には契約の縛りが及ばない。

「営業秘密」
（2条6項）

①秘密管理性

②有用性

③非公知性

＋

「限定提供データ」
（2条7項）

①限定提供性

②相当蓄積性

③電磁的管理性

従来の保護対象

今般追加された保護対象

「限定提供データ」に対する「不正競争」行為

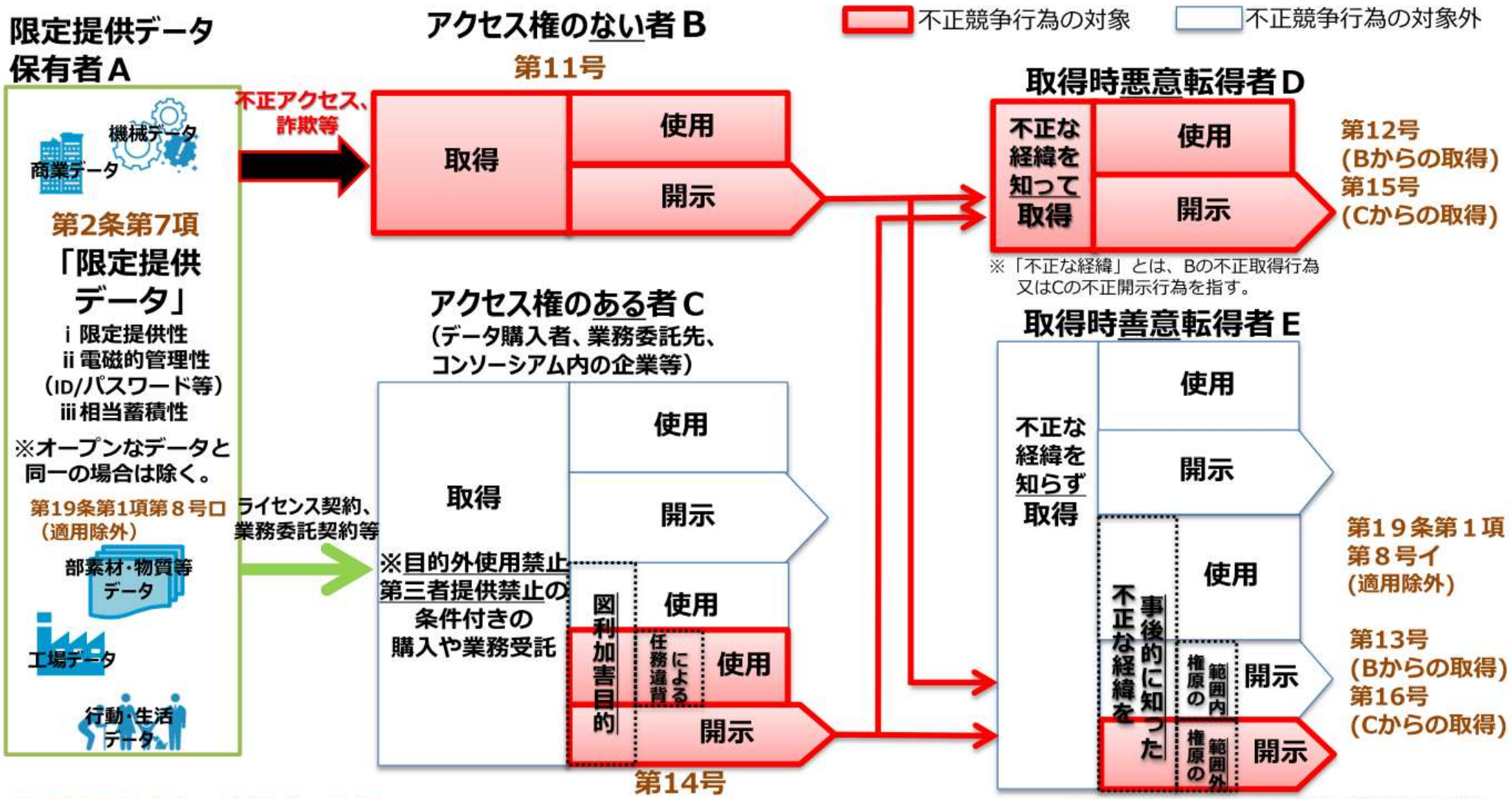

※**不正使用行為によって生じた物の取扱い**
データの不正使用により生じた物（物品、ＡＩ学習済みプログラム等）の譲渡等の行為は、**対象としない**。

II.「限定提供データ」とは

1. 限定提供性:「業として特定の者に提供する情報」

(1)「特定の者に提供する情報」

- 一定の条件を満たす相手方を特定して提供されるデータを保護

  相手方を特定・限定せずに、無償で広く提供されているデータは、保護対象外

- 「特定」されていれば、提供される者の多寡を問わない

(例)「特定の者」に該当する例

- 会費を払えば誰でも提供を受けられるデータにつき、会費を払って提供を受ける者
- 資格を満たした者のみが参加する、データを共有するコンソーシアムへの参加者

(2)「業として」

- 無償の提供でも、個人による提供でも、反復継続的に行われている(予定の)行為の一環であれば該当。

2. 相当蓄積性:「電磁的方法・・・により相当量蓄積され」

「相当量」とは、

- ビッグデータ等を念頭に、有用性を有する程度に蓄積している電子データを保護。
- データの性質に応じ、社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有するもの
- 蓄積されることで生じる①付加価値、②利活用の可能性、③取引価格、④収集・解析に要した労力・時間・費用等を勘案

(例)「相当量蓄積」されたデータに該当する例

・携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア(例:霞が関エリア)単位で抽出し、販売している場合、その特定エリア分のデータについても、電磁的方法により蓄積されていることによって取引上の価値を有していると考えられるデータ

（例）「相当量蓄積」されたデータに該当する例（続き）

- 自動車の走行履歴に基づいて作られるデータベースについて、実際は分割提供していない場合でも、電磁的方法により蓄積されることによって価値が生じている部分のデータ
- 大量に蓄積している過去の気象データから、労力・時間・費用等を投じて台風に関するデータを抽出・解析することで、特定地域の台風に関する傾向をまとめたデータ
- 分析・解析に労力・時間・費用等を投じて作成した、特定のプログラムを実行させるために必要なデータの集合物（注）

（注）東京地中判平成13年5月25日判時1774号132頁等 自動車データベース事件

車検証に記載される自動車の情報等（型式、メーカー、車種、重量、エンジン形式等）を10万件以上収集し、開発費5億円以上、維持管理費年間4000万円を要するデータベースの組み込まれた顧客管理等システムにつき、同データベースの著作物性は否定されたが（情報選択、体系的構成とも創作性なし）、その一部を無断コピーして同様のシステムを販売・保守した競合業者に対し、公正自由な営業活動を侵害した不法行為が認められ、開発者の逸失利益約5600万円の損害賠償請求を認容。

3. 電磁的管理性:「電磁的方法により・・・管理され」

「電磁的方法」による「管理」とは、

- 特定の者に提供するものとして管理する保有者の意思が外部に明確化され、第三者に予見可能性ある電子データを保護
- データ保有者と、提供を受けた者(特定の者)以外の者が、データにアクセスできないよう制限する技術が施されていることが必要。

→アクセス制限とは、通常、ユーザの認証技術又は専用回線

(例) 電磁的管理性を満たすと考えられる例

- ID・パスワード等を用いたユーザ認証(指紋認証や顔認証等を含む複数の認証技術を用いたもの含む)によるアクセス制限
- VPNを使用し、ID・パスワードを用いたユーザ認証によるアクセス制限

(例) 電磁的管理性を満たさない考えられる例

- DVDで提供されているデータにつき、コピーができないよう措置されているが、データの閲覧はできる例

4.「限定提供データ」から除外されているもの

(1)「秘密として管理されているもの」は除外（2条7項第2かっこ書）

保有者が秘密として管理する意思が外部に明確化されているデータは「限定提供データ」としての保護範囲からは外れる。
＝「営業秘密」としての保護が問題となる。

→ 予め限定された受領者との秘密保持契約等により、「秘密保持義務」を課して提供されるデータは、従来どおり「営業秘密」として保護され、そうでないデータにつき、「限定提供データ」として保護されるかが問題となる。

→ ・ID・パスワード等で電磁的管理されたデータ、
・受領者に「第三者開示禁止」義務を課したデータ
であっても、
「対価を確実に得る等の別目的が満たされるなら、誰にデータが知られてもよい」との方針で提供していると解される場合は、
「限定提供データ」に当たるとしても、「営業秘密」には当たらない。

（例）「秘密として管理されているもの」と考えられる例（「営業秘密」に当たり得る例）

限定された数社のみをメンバーとする共同研究開発コンソーシアム内で、実験データの提供者が、受領者に「秘密として管理する義務」を課した上で提供する場合。

→「秘密として管理する義務」の例：秘密として保持し、自己の営業秘密同等以上の管理措置を講じさせ、提供者の事前許諾なき第三者への開示等や目的外使用を禁じ、一部作業委託等に伴い第三者へ開示する場合、受領者が提供者に負うのと同等の義務を第三者に課す等

（例）「秘密として管理されているもの」とは考えられない例
（「営業秘密」には当たらず、「限定提供データ」に当たるかが問題となる例）

・料金を払えば会員になれる会員限定データベース提供事業者が、会員に対し、当該データにアクセスできるID・パスワードを付与する場合（この場合、「第三者開示禁止」義務が課されていても、「秘密として管理されているもの」には当たらない。）。

・特定業界に所属する者なら、申請するだけで会員になれるコンソーシアムで、会員からデータ収集後、会員に対し、当該データにアクセスできるID・パスワードを付与する場合（この場合、「会員以外の者への開示禁止」義務が課されていても、「秘密として管理されているもの」には当たらない。）

(2)「無償で公衆に利用可能となっている情報・・・と同一」のものは除外

（19条1項8号ロ）

- **相手方を特定・限定せずに無償で広く提供されているデータ（オープンなデータ）は、「限定提供データ」の保護範囲から外れる。**
- **「公衆」とは、「不特定かつ多数」を指し、「無償」で「特定かつ多数」に提供されるデータは保護されうる。**

(例)「無償」と考えられる例

・データ提供の際に、金銭の授受はなく、ライセンス条項で、受領者が「提供を受けたデータを引用する際には、出典を示すこと」が条件とされている場合

・データ提供の際に、データ自体に対価の支払は求められないが、データを保存したCDやその送料等の実費の支払は求められた場合

・誰でも無償でアクセスでき、運営者が広告で収入を得ているインターネット上のデータ

(例)「無償」で「特定かつ多数」と考えられる例

・業界団体内で、その会員であれば利用できるデータ

・専用アドレスを知っている者のみ閲覧できるファイル共有サイトの画像データ

・無料で登録できる就職情報サイトにおける求人情報

Ⅲ.「不正競争」行為とは

1．不正取得類型（2条1項11号）

アクセス権のない者Bが、不正の手段で、取得、使用又は開示

2．著しい信義則違反類型（2条1項14号）

アクセス権のある者Cが、
不正の利益を得るor保有者に損害を与える目的（図利加害目的）で、開示、
又は、
同目的で、かつ、管理に係る任務に違反（任務違背）して、使用

3．転得類型（2条1項12、13、15、16号、19条1項8号イ）

上記B又はCからの転得者D又はEが、
不正な経緯（介在）を知って、取得、使用若しくは開示
又は、
不正な経緯を知らず取得し、事後的に知り、かつ、B又はCからの取得時に定められた取引条件の範囲外（権原の範囲外）で、開示

1．不正取得類型（アクセス権のない者の行為）

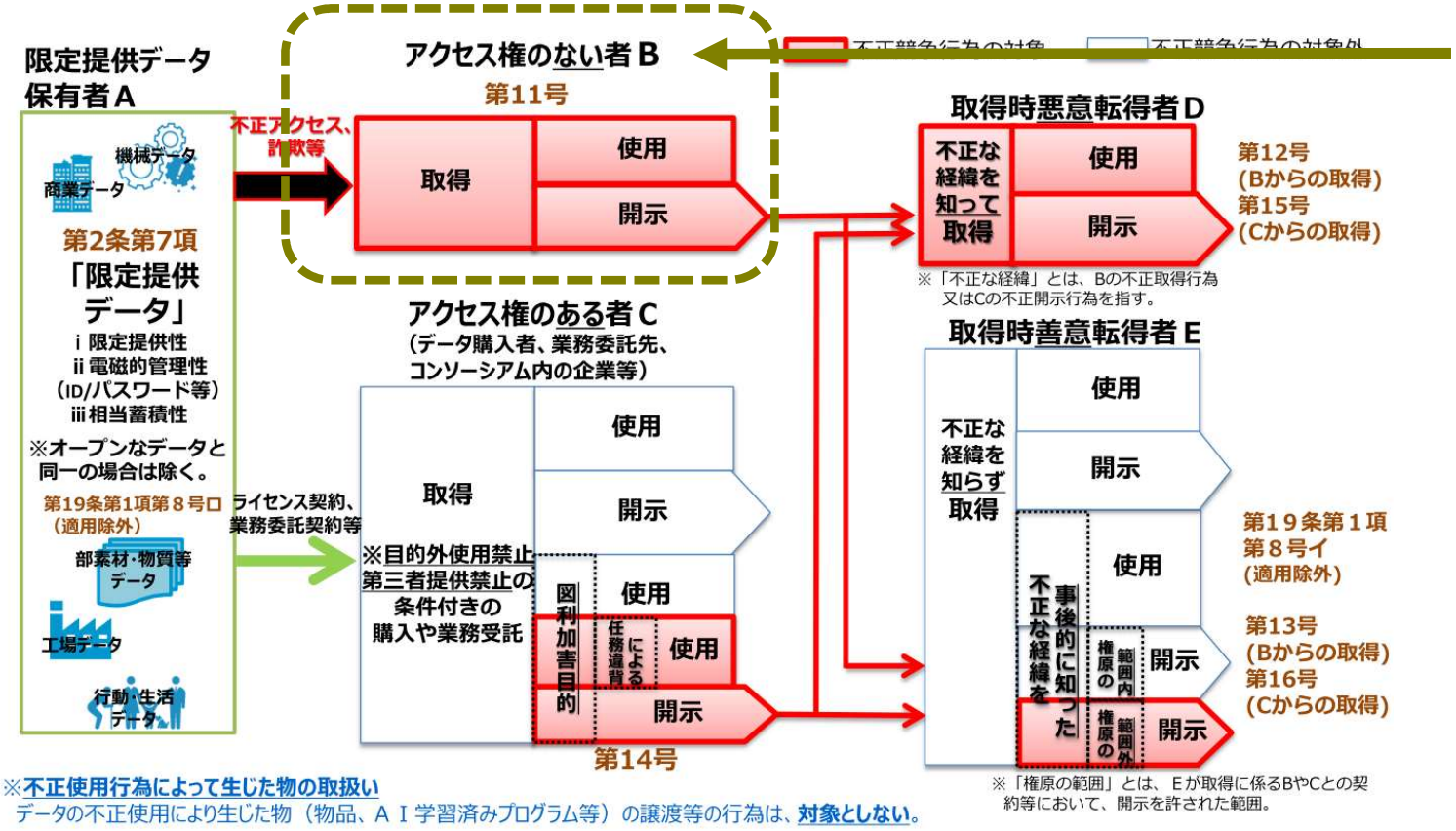

アクセス権のない者Bが、不正の手段で、取得、使用又は開示

「不正な手段」　**窃取、詐欺、強迫**、刑法不正指令電磁的記録供用罪、不正アクセス禁止法違反行為その他、**社会通念上、これらと同等の違法性を有する公序良俗に反する手段**

「取得」　データを自己の管理下に置くこと

「使用」　データを用いること

「開示」　データを第三者が知ることができる状態に置くこと

2. 著しい信義則違反類型（アクセス権のある者の行為）

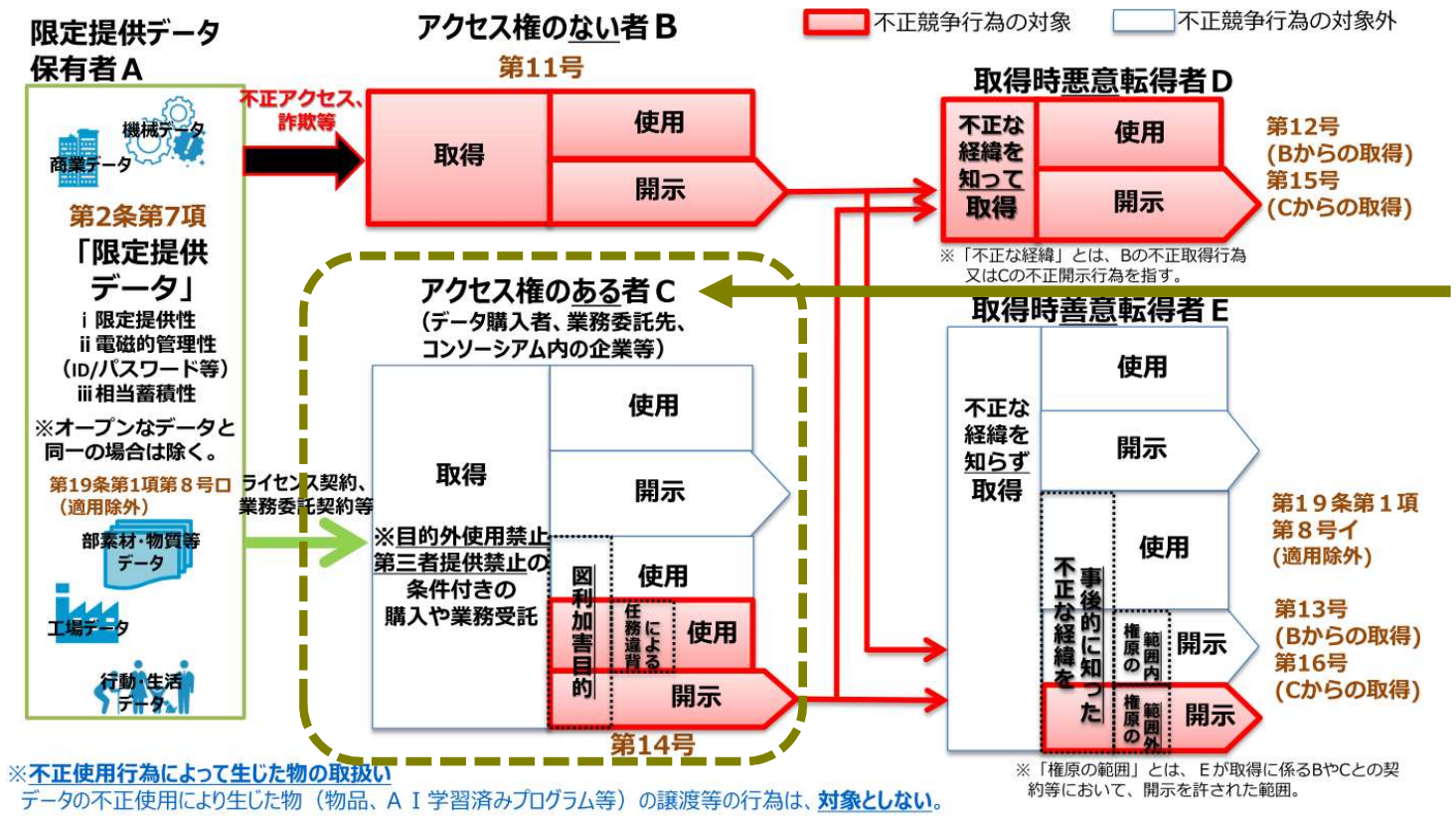

アクセス権のある者Cが、（正当に取得したデータを）図利加害目的で開示、又は、同目的で任務違背し、使用

「図利加害目的」 ライセンス契約、業務委託契約等により**正当に取得したデータ**につき、**目的外使用禁止、第三者開示禁止義務**が**明らかで、認識**しつつ、**競業目的等**、広く公序良俗又は信義則に反して不当な利益を図る目的、又は、保有者の**財産損害、信用失墜等**、有形無形の不当な損害を加える目的（単なる契約違反を超えた不正な目的）

「任務違背」 **保有者のためにするという委託信任関係**（契約によるものに限らない）がある場合に、当該委託信任関係の趣旨に反する（**信頼関係を裏切る**）こと

3. 転得類型（転得者の行為）

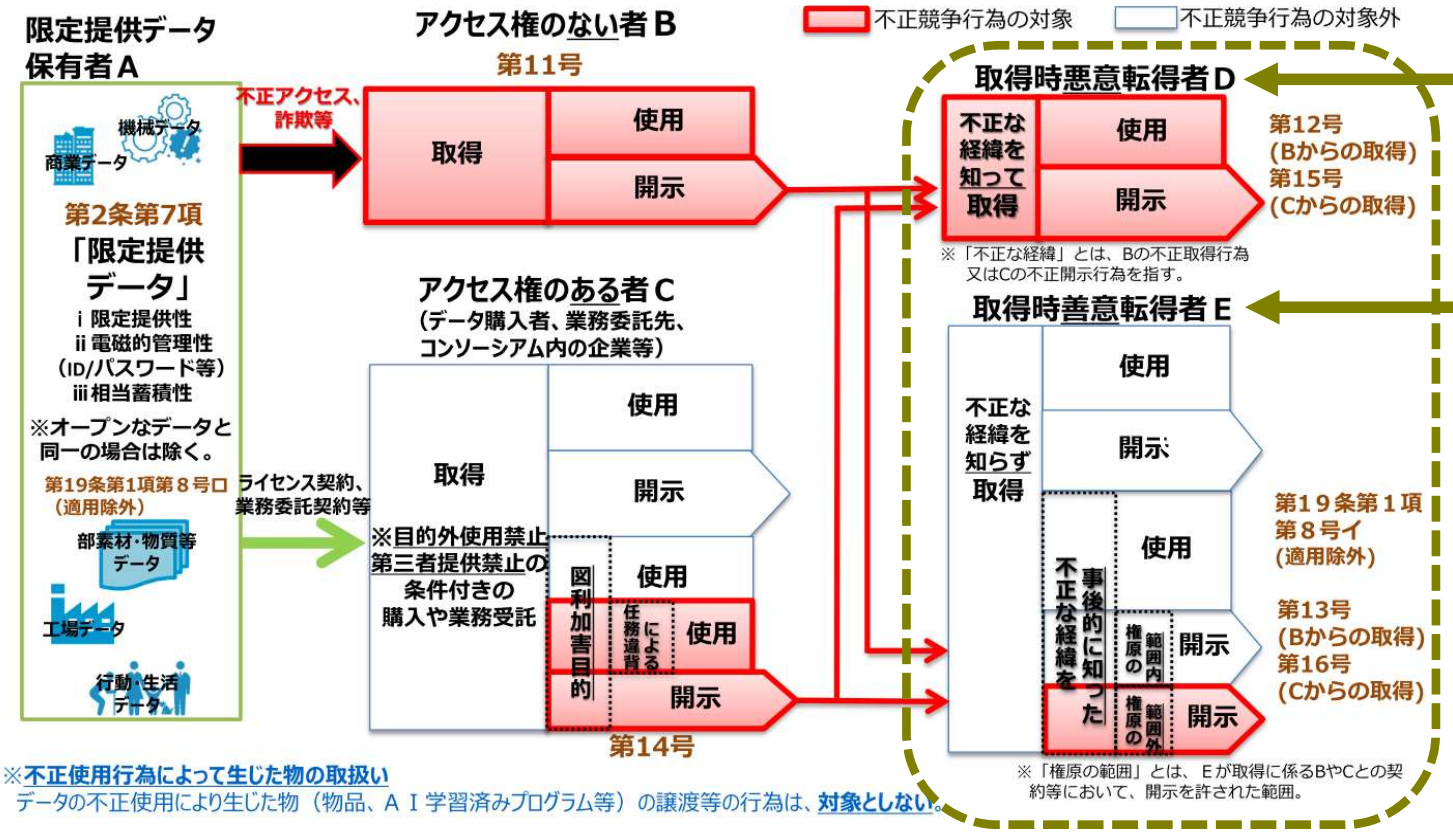

転得者Dが、悪意で取得、使用又は開示

転得者Eが、善意で取得後、悪意となり、取得時の権原範囲外で開示

経緯(「介在」)を知って　転得者が**取得する前のいずれかの時点で、不正取得**があったことに**悪意**（**重過失は含まない。ゆえ、データの転得者は不正の経緯の有無の確認等の注意義務、調査義務を負わない（営業秘密と異なる点）。**）

「権原の範囲」外　転得者がデータを取得した取引（売買、ライセンス等）で定められた条件（更なる開示の許されている期間、目的、態様）の範囲を超えること

4.「営業秘密」に対する「不正競争」行為との比較

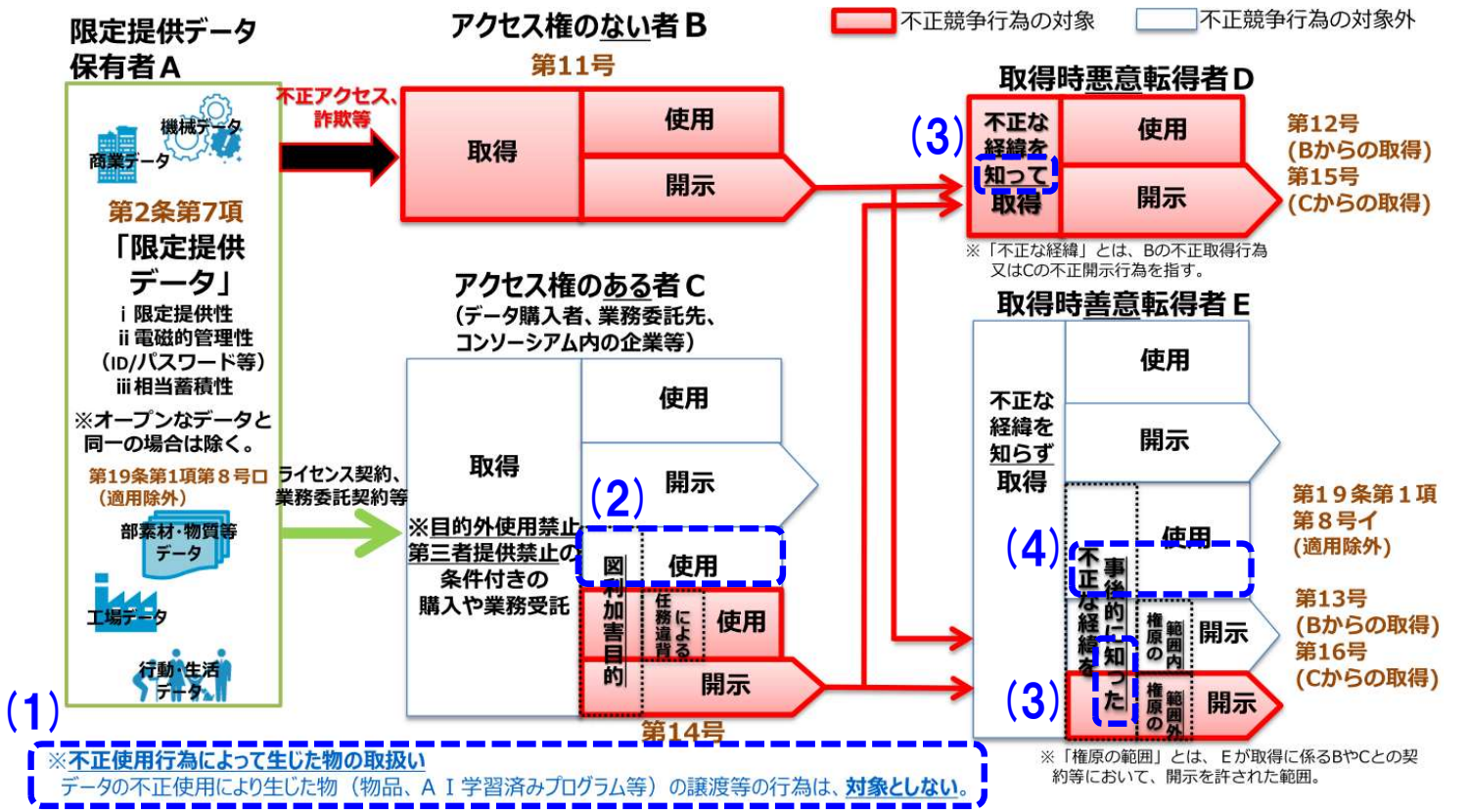

営業秘密と異なり、
下記（1）～（4）の行為
は「不正競争」に
当たらない。

（1）不正使用により生じた成果物の譲渡、悪意／重過失による当該成果物譲受者の譲渡

（2）保有者との委託信任関係に基づく正当取得者の任務に違背しない図利加害目的使用

（3）重過失により不正な経緯を知らない転得者による使用又は開示

（4）事後的悪意者による権限の範囲外での使用

Ⅳ. 得られる救済措置

1.「不正競争」行為の**差止**

2.「不正競争」行為により、営業上の利益を侵害して生じた**損害**の**賠償**（損害額の推定規定の適用あり）

※**刑事罰は導入されず**（営業秘密と異なる点）。